ロ　「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格審査結果通知書（写）
　なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表（写）

⑷　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部（写し可）を添え、別記１の提出先宛てに速やかに提出すること。

イ　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

ロ　認可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類

ハ　イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

⑸　合併・分社・廃業の場合の手続　有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、別記１の提出先に本公示３の申請を改めて行うこと。

⑹　資格審査結果通知書の再発行について　紛失等による再発行依頼は、別記１に掲げる提出先に提出すること。

別記１　提出先

独立行政法人国立印刷局財務部契約課資格審査受付

〒105―8445 東京都港区虎ノ門２―２―５

電話03―3587―4315、ＦＡＸ03―3587―4478

別記２　付与数値

〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕

⑴　年間平均（生産・販売）高（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

200億円以上	：60、65
100億円以上	200億円未満：55、60
50億円以上	100億円未満：50、55
25億円以上	50億円未満：45、50
10億円以上	25億円未満：40、45
５億円以上	10億円未満：35、40
2.5億円以上	５億円未満：30、35
１億円以上	2.5億円未満：25、30
5,000万円以上	１億円未満：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満：15、20
2,500万円未満	：10、15

⑵　自己資本額（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

10億円以上	：10、15
１億円以上	10億円未満：８、12
1,000万円以上	１億円未満：６、９
100万円以上	1,000万円未満：４、６
100万円未満	：２、３

⑶　流動比率

140％以上	：10
120％以上	140％未満：８
100％以上	120％未満：６
100％未満	：４

⑷　営業年数（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

20年以上	：５、10
10年以上	20年未満：４、８
10年未満	：３、６

⑸　機械設備等の額（物品の製造のみ）

10億円以上	：15
１億円以上	10億円未満：12
5,000万円以上	１億円未満：９
1,000万円以上	5,000万円未満：６
1,000万円未満	：３

⑹　合計（最高点）　100

別記３　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲　〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕

⑴　物品の製造

①　90点以上　：Ａ
　80点以上　90点未満：Ｂ
　55点以上　80点未満：Ｃ
　55点未満　：Ｄ

②　Ａは3,000万円以上、Ｂは2,000万円以上3,000万円未満、Ｃは400万円以上2,000万円未満、Ｄは400万円未満

⑵　物品の販売、役務の提供等

①　90点以上　：Ａ
　80点以上　90点未満：Ｂ
　55点以上　80点未満：Ｃ
　55点未満　：Ｄ

②　Ａは3,000万円以上、Ｂは1,500万円以上3,000万円未満、Ｃは300万円以上1,500万円未満、Ｄは300万円未満

⑶　物品の買受け

①　70点以上　：Ａ
　50点以上　70点未満：Ｂ
　50点未満　：Ｃ

②　Ａは1,000万円以上、Ｂは200万円以上1,000万円未満、Ｃは200万円未満

競争参加者の資格に関する公示

令和５・６年度において独立行政法人国立印刷局における建設工事等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、既に有効期間を令和７年３月31日までとする資格を有する者は、この公示するところによる申請は必要ありません。

令和６年３月29日

独立行政法人国立印刷局
理事長　大津　俊哉

◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13

１　契約の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。（掲載の順序　契約の種類：業種の区分）

⑴　建設工事（総合建設工事）
１土木一式工事　２建築一式工事

⑵　建設工事（総合建設工事以外の工事）
１大工工事　２左官工事　３とび・土工・コンクリート工事　４石工事　５屋根工事　６電気工事　７管工事　８タイル・れんが・ブロック工事　９鋼構造物工事　10鉄筋工事　11舗装工事　12しゅんせつ工事　13板金工事　14ガラス工事　15塗装工事　16防水工事　17内装仕上工事　18機械器具設置工事　19熱絶縁工事　20電気通信工事　21造園工事　22さく井工事　23建具工事　24水道施設工事　25消防施設工事　26清掃施設工事　27解体工事　28その他

⑶　測量・建設コンサルタント等
１測量　２建築士事務所　３建設コンサルタント　４地質調査　５補償コンサルタント　６土地家屋調査　７計量証明　８その他

２　申請の時期

随時に申請を受け付けるものとする。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　申請書は国立印刷局所定の「一般競争参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を国立印刷局ホームページ
（ＵＲＬ：https://www.npb.go.jp/ja/guide/finance/nyusatu/shikaku.html）にアクセスして取得するものとする。

⑵　申請書の提出方法

国立印刷局で付与する競争参加資格は、国立印刷局の全ての機関に対し有効なものとなるので、次のところへ郵送又は宅配により提出すること。

〒105―8445 東京都港区虎ノ門２―２―５

独立行政法人国立印刷局財務部契約課資格審査受付　電話03―3587―4315、ＦＡＸ03―3587―4478

⑶　申請の添付書類　申請書に次の資格の種類に応じた書類を添付して提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、申請日から３か月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可とする。）。

イ　建設工事

㈠　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれの当該事実を証明する書類）

㈡　工事経歴書

㈢　営業所一覧表

㈣　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式納税証明書（その３）、納税証明書（その３の２）、納税証明書（その３の３）（以下「納税証明書その３等」という。）又はその写し。